

中学校教諭一種免許状(家庭)・高等学校教諭一種免許状(家庭)取得に関する科目(3・4回生用)
管理栄養士養成課程

区分	本学における開設授業科目	単位数・教免区分			備考	1回生		2回生		3回生		4回生		免許法施行規則に定める科目	
		中免必修	高免必修	選択		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
教科及び教科の指導法に関する科目	生活経営学	2											○	家庭経営学(家族関係学及び家庭経済学を含む。)	
	家族関係学	2										○			
	衣生活概論	2				○								被服学(被服製作実習を含む。)	
	被服管理学			2					○						
	被服衛生学			2									○		
	基礎アパレル造形演習	2			被服製作実習を含む。				△	△					
	基礎栄養学	2							○					食物学(栄養学、食品学及び調理実習を含む。)	
	応用栄養学	2							○						
	食品学総論	2							○						
	基礎調理学実習	1			前期又は後期	△	△								
	応用調理学実習	1			前期又は後期				△	△					
	住居計画学(製図を含む)	2											○	住居学〔中免〕 住居学(製図を含む。)[高免]	
	保育学(実習及び家庭看護学を含む)	2								○				保育学(実習を含む。)[中免] 保育学(実習及び家庭看護学を含む。)[高免]	
	家庭電気・機械	2			中免取得要件単位には含まない						○				家庭電気・家庭機械・ 情報処理〔高免のみ〕
	生活情報処理実習Ⅰ(基礎統計学を含む)	1				○									
	生活情報処理Ⅱ(推定と検定)	1					○								
家庭科指導法Ⅰ	2									○			各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)		
家庭科指導法Ⅱ	2									○					
家庭科指導法Ⅲ	2										○				
家庭科指導法Ⅳ	2											○			
中免 28単位以上 高免 32単位以上														中免28単位 } (最低修 高免24単位 } 得単位)	
区分	本学における開設授業科目	単位数・教免区分			備考	1回生		2回生		3回生		4回生		免許法施行規則に定める科目	
		中免必修	高免必修	選択		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
大学が独自に設定する科目	道徳教育の理論と指導法		2		中免取得要件単位には含まない							○		大学が独自に設定する科目	
	学校観察実習A		2						○	○					
	学校観察実習B		2								○	○			
	学校観察実習C		2									○	○		
	介護等体験	1			高免選択					○	○	○			
	「大学が独自に設定する科目」又は最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」若しくは「教育の基礎的理解に関する科目等」について、あわせて中免4単位以上、高免12単位以上修得すること。														
	中免 4単位以上 高免 12単位以上														中免4単位 } (最低修 高免12単位 } 得単位)
区分	本学における開設授業科目	単位数・教免区分			備考	1回生		2回生		3回生		4回生		免許法施行規則に定める科目	
		中免必修	高免必修	選択		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
教育の基礎的理解に関する科目等	教育原理	2							○					教育の基礎的理解に関する科目	
	教職論	2					○								
	教育の制度と経営	2					○								
	教育心理学	2							○						
	特別支援教育	2						○							
	教育課程論	2								○				道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	
	道徳教育の理論と指導法	2			高免取得要件単位には含まない						○				
	総合的な学習の時間の指導法	2						○							
	特別活動の指導法	2								○					
	教育の方法及び技術	2								○					
	生徒・進路指導論	2			進路指導及びキャリア教育の理論及び方法を含む。							○			
	教育相談	2										○			
	教育実習指導	1			事前・事後指導							○		教育実践に関する科目	
	教育実習A		2		高免のみ取得する場合								○		
	教育実習B	4											○		
教育実習C			2	(編入生用)								○			
教職実践演習(中・高)	2											○			
中免 31単位 高免 27単位以上													中免27単位 } (最低修 高免23単位 } 得単位)		

* 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

全学共通教養科目の「日本国憲法(2単位)」「基礎トレーニング(1単位)」「スポーツと健康の科学(2単位)」「外国語コミュニケーションⅠ(1単位)」「外国語コミュニケーションⅡ(1単位)」「情報Ⅰ(2単位)」は必修。

* 「教育実習」は、中免のみ取得する者及び中免と高免の両方取得する者は「教育実習B(4単位)」を、高免のみ取得する者は「教育実習A(2単位)」を履修すること。

* 「教職実践演習」は、教育実習終了後、又は4回生後期に実習終了見込みでなければ履修することができません。